

住友病院 医療連携登録医システム 運用規程

第1条（目的）

住友病院医療連携登録システムは、一般財団法人 住友病院（以下、「住友病院」と言う）と地域の医療機関が相互に密接な連携により、高水準で一貫性のある最適な医療を提供し、地域医療の発展を共に図ることを目的とする。

第2条（病院の役割）

住友病院は登録医からの紹介患者の受入、登録医の入院患者訪問、主治医による病状説明、医師の医療技研鑽の場を提供する。

第3条（登録医）

本システムへの登録は次により行うものとする。

（1）登録医の資格

登録医の資格は次の通りとする。

1. 診療所等の開業医
2. 医療機関代表者（医師）
3. 登録医が代表する医療機関の勤務医
4. 当院の規定に賛同いただけること。

（2）登録料

登録料は無料とする。

（3）登録医の有効期限

登録後1年とする。登録から1年間経過し申し出のない限り自動更新とする。

但し、登録から2年間医療連携活動（患者の紹介、当院主催の講演会やセミナー等への参加）が無い場合は、登録継続に関する意思確認を行うものとする。

（4）登録の手続き

登録医の申請は、「住友病院医療連携登録申出書」（様式1）を住友病院宛に提出する。

この登録申請をもって登録とし、事務局は登録医名簿に掲載する。

（5）登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合、登録医はその都度住友病院事務局に連絡する。

（6）登録医の脱退について

諸事情により登録医を脱退する場合は、事務局へ「登録医取消届」（様式2）を提出する。

第4条（登録医の責務）

登録医の責務は、次のとおりとする。

- (1) 登録医は、紹介患者のため出来る限りの患者情報を提供する。
- (2) 紹介患者が入院した場合、積極的に患者を訪問し、診療上必要な事項について主治医と意見交換を行い、患者に適切な医療が行えるよう努める。
- (3) 診療についての主治医等への指示権限は持たないものとする。

第5条 (登録医の特典)

住友病院は次に掲げる特典を登録医へ提供する。

- (1) 登録医からの患者紹介に迅速かつ的確に対応するよう努める。
さらに、急性期を過ぎた患者については積極的に逆紹介を行うよう努める。
- (2) 患者の診療に関する施設（検査設備等）の共同利用への協力を行う。
- (3) 開放型病床の利用による紹介患者の共同診療の実施
- (4) 登録医証の発行
- (5) 講演会、セミナー等の案内
- (6) 情報誌「Sound」の送付
- (7) 図書室の利用
- (8) 登録医の医療機関情報、経歴等実績の病院内での共有
- (9) 登録医の医療機関情報を住友病院ホームページへの掲示（同意の場合のみ）

第7条 (守秘義務)

登録医として、担当医師と共同で診療・指導にあたって知り得た情報は、個人情報の重要性を認識し、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

第8条 (事務局)

登録医に関する事務局は、住友病院 地域医療連携部とする。

第9条 (その他)

本規則に定めない事項及び疑義が生じた場合は、住友病院ならびに登録医双方にて協議の上、その都度定めるものとする。

附則：当規定は、平成30年3月8日より施行する。